

## 横浜国立大学オープンアクセス方針

平成 30 年 2 月 8 日

学長裁定

### (趣旨)

横浜国立大学（以下「本学」という。）は、本学の教育研究活動において作成された学術情報等を学内外に公開することを通じて、社会の負託に応え、世界の学術研究のさらなる発展に寄与することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

### (学術論文等の公開)

本学は、本学に在籍する教職員の学術論文等を、横浜国立大学学術情報リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）、または、その他当該論文の著者が選択する方法によって、公開する。ただし、学術論文等の著作権は、本学には移転しない。

### (適用の不遡及)

本方針施行以前に出版された学術論文等や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した学術論文等には、本方針は適用しない。

### (適用の例外)

リポジトリでのオープンアクセス化を選択した場合において、著作権等のやむを得ない理由で公開が不適切であるとの申出が著者からあった場合、本学は当該学術論文等を非公開とすることができる。

### (学術論文等の提供)

教職員は、学術論文等をリポジトリで公開することを選択した場合においては、できるだけすみやかに、リポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に無償で提供する。

なお、リポジトリの運営に関わる事項は、「横浜国立大学学術情報リポジトリ運営指針」に基づき、取り扱う。

### (その他)

本方針に定めるもののほかオープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。